

## 山形県避難者向け借上げ住宅実施要綱

### （目的）

第 1 条 この要綱は、東日本大震災等により、住宅を失いまたは使用することができず、自らの資力では住宅を得ることのできない避難者に対して、災害救助法（以下「法」という。）に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅（以下「借上げ住宅」という。）を、山形県が供給するために必要な事項を定めるものである。

### （入居者の要件）

第 2 条 借上げ住宅に入居できる者は、以下の各号のいずれかに合致する者とする。

- (1) 東日本大震災等により被災した方で、被災地の市町村が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」を有する者（それらの証明書を後日準備できる者、今後発行される見込みの者を含む。）または福島県の原子力発電所事故に伴い政府からの避難指示等を受けた区域を含む市町村から避難した者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
- (2) 平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県に居住していた者、または借上げ住宅への申込み時点で福島県に居住している者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

### （県の役割）

第 3 条 県は、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 募集する借上げ住宅の指定に関する事
- (2) 借上げ住宅の決定に関する事
- (3) 借上げ住宅の所有者との契約に関する事
- (4) 入居者の選定及び入退居に関する事
- (5) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関する事
- (6) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払いに関する事
- (7) その他借上げ住宅の所有者、仲介業者及び関係団体等との調整に関する事

### （所有者の役割）

第 4 条 借上げ住宅の所有者は、入居者の入居状況を常時的確に把握するよう努めるものとする。なお、入居者が無断で借上げ住宅から退去した場合は県に報告するものとする。

(入居者の役割)

第5条 借上げ住宅の入居者は、借上げ住宅の適切な維持管理に努めるとともに、「山形県避難者向け借上げ住宅入居募集要領」及び「山形県借上げ住宅賃貸借契約書」に規定する入居者の義務等を遵守しなければならない。

2 借上げ住宅の入居者は、借上げ住宅を退去する場合は県に届け出なければならない。

(仲介業者の役割)

第6条 借上げ住宅の仲介業者は、借上げ対象住宅への入居申込みを受理した場合は、速やかに県に提出するものとする。

2 借上げ住宅の仲介業者は、入居者の入居状況を常時的確に把握するよう努めるものとともに、入居者が借上げ住宅を退去した場合は県に報告するものとする。

3 借上げ住宅の仲介業者は、借上げ住宅の賃貸借契約書を作成のうえ、損害賠償保険の加入を証する書類を添えて、県に提出するものとする。

(借上げ住宅の条件)

第7条 借上げ住宅の家賃は6万円以下とし、賃貸借契約締結時に一般的に必要な敷金、礼金及び仲介手数料を無料とする。

2 住宅の借上げ期間は、原則1年とする。ただし、県が必要があると認めた場合は、入居期間を入居許可の日から最長2年間まで延長することができる。

(借上げ対象住宅の指定)

第8条 県は、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形県本部(以下「関係団体」という。)が選定した前条第1項の規定を満たす民間賃貸住宅(山形市、米沢市、南陽市、高畠町地内の民間賃貸住宅を除く)を、募集する借上げ住宅として指定する。

2 平成23年11月1日より前に避難者が入居済みで、前条第1項の規定を満たす民間賃貸住宅(山形市、米沢市、南陽市、高畠町地内の民間賃貸住宅を含む)を、関係団体からの申し出により借上げ住宅として指定する。

(経費の負担)

第9条 借上げ住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 借上げ住宅の家賃、共益費及び管理費は、県が全額負担することとし、入居者は負担しないものとする。

(2) 借上げ住宅の明け渡し時において原状回復に要する費用は、退去修繕負担金として、県が全額負担することとし、1物件あたり家賃の1ヵ月分を上限と

する。

(3) 仲介手数料は、県が全額負担することとし、1物件あたり2万円を上限とする。

(4) 損害賠償保険の加入に要する費用は、仲介業者が加入する場合は仲介業務負担金として、住宅所有者が加入する場合は退去修繕負担金に加算して、県が全額負担することとし、入居者は負担しないものとする。

(5) 電気、水道、ガス料金、家賃に含まれない駐車場料金及び自治会費等は、入居者が全額負担するものとする。

(入居者の募集等)

第10条 県は、借上げ住宅の入居者の募集及び入居者の決定等に必要な事項は、「山形県避難者向け借上げ住宅入居募集要領」として別に定めるものとする。

(借上げ住宅の契約)

第11条 県は、借上げ住宅の所有者と賃貸借契約を締結する場合は、別添「山形県借上げ住宅賃貸借契約書」により行うものとする。

(事務の委託)

第12条 県は、借上げ住宅の供給に関する事務の一部を、関係団体に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月18日から施行する。

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。